

令和7年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和7年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和7年9月5日	9時30分	議長	江口孝二	
	散会	令和7年9月5日	10時42分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	1番	大鋸 美里	2番	森田 政則	3番	峰 正雄
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	今 泉 哲 也		下 川 慎 二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	永 淵 孝 幸	環境水道課長	川 崎 和 久		
	副 町 長	每 原 哲 也	農林水産課長	片 山 博 文		
	教 育 長	岡 陽 子	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	建 設 課 長	安 本 智 樹		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	会 計 管 理 者	森 川 陽 子		
	企画政策課長	江 口 薫	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	商工観光課長	萩 原 昭 彦	社 会 教 育 課 長	西 田 一 夫		
	町民福祉課長	田 崎 哲 次	太良病院事務長	井 田 光 寛		
	子育て支援課長	田古里 哲也	代 表 監 査 委 員	川 崎 義 秋		
	健康増進課長	中 溝 忠 則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和7年9月5日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 議案一括上程
 - 町長提案 報告第2号
 - 議案第47号～議案第63号
 - 町長の提案理由の説明
- 日程第6 委員長報告
 - 総務常任委員会（所管事務調査）
 - 経済建設常任委員会（所管事務調査）
- 日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

午前9時30分 開会

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。よって、議会は成立いたします。

ただいまから令和7年第3回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江口孝二君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として1番大鋸議員、2番森田議員、3番峰議員、以上の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（江口孝二君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期案につきましては、去る8月29日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月19日までの15日間といたしております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月19日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（江口孝二君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告いたします。

会議規則第123条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集5ページの報告のとおりです。

次に、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。タブレット端末にて報告書の写しを配付しておりますので、後で御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集6ページのとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置につきましては、議長に一任されたいと思います。

日程第5 議案一括上程

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案の上程。

町長提案の報告第2号及び議案第47号から議案第63号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和7年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第2号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第2号は、令和6年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで

あります。

財政の状況を見極める実質赤字比率などの4つの指標並びに公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をいたします。

健全化判断比率を御覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため、算定なしということでございます。

実質公債費比率は6.5%で、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回っております。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと、財政は比較的健全な自治体ということになっております。

次に、議案第47号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和7年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、令和6年度に実施した定額減税補足給付金事業（調整給付）の不足額給付を行うもので、去る7月16日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

社会福祉総務費の定額減税補足給付金（不足額給付）4,417万円は、令和6年分の所得税確定により本来給付すべき額と令和6年度に給付した額との間に不足が生じる方などに対し、その差額を給付するもので、対象者は1,320人を見込んでおります。また、当該事業の実施に係る消耗品等の事務費についても計上しております。

財源については、全額6ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を特定財源として充当しております。

なお、歳入については、今回の補正に係る財源調整のため、財政調整基金繰入金を196万1,000円減額しております。

今回の補正については、国からの要請に伴い早期に実施する必要があったため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ4,460万6,000円を追加し、補正後の予算総額を90億2,403万4,000円といたしております。

次に、議案第48号は、太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名番号管理機能を実装する

に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、個人番号を利用する事務に住登外者宛名番号管理機能を連携させるために必要な規定を追加するものであります。

次に、議案第49号は、太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、太良町特産品等振興施設を現在よりさらに包括的な利活用を図るべく、改正を行うものであります。

当該施設の目的を本町における産業振興と交流拡大による地域活性化と改めることにより、多様なニーズへの対応を図るものであり、特に子育て支援に関する利活用をするものであります。

次に、議案第50号は、令和6年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事の請負変更契約の締結についてであります。

本案は、令和6年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事について請負契約の変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第51号は、令和6年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度の決算状況につきましては、決算書の225ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

令和6年度の歳入歳出決算額は、歳入総額73億6,007万円、歳出総額71億8,532万2,000円、歳入歳出差引き額1億7,474万8,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度への繰越明許費繰越額として1,510万5,000円を繰り越し、財政調整基金に8,000万円を積み立て、残りの7,964万3,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明いたします。

276ページを御覧ください。

令和6年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,643万451平方メートル、建物の延べ面積は6万3,280平方メートルとなっております。

出資金につきましては、278ページを御覧ください。

令和6年度末の出資による権利の現在高は、2,893万6,000円となっております。

有価証券につきましては、令和6年度末で5万円となっております。

物品につきましては、279ページから283ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

基金につきましては、284ページを御覧ください。

令和6年度末の基金積立金の状況は、一般会計で67億5,033万6,000円、特別会計では国民

健康保険給付費基金が1億222万円となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、285ページを御覧ください。

令和6年度末の基金運用状況ですが、育英資金貸付基金の総額は9,592万6,931円で、うち1,306万7,400円が貸付けとなっております。

印紙類購入基金の総額は300万円で、うち213万6,580円を佐賀県証紙として保管しております。

肉用牛飼育事業基金の総額は1億1,922万817円で、うち2,163万2,373円を肉牛として貸付けしております。

令和6年度一般会計決算につきましては、以上でございます。

次に、議案第52号は、令和6年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度の決算の概要につきましては、決算書の240ページを御覧ください。

歳入総額1億6,354万2,000円、歳出総額1億6,260万5,000円、歳入歳出差引き額93万7,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第53号は、令和6年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度の決算の概要につきましては、決算書の275ページを御覧ください。

歳入総額15億9,899万4,000円、歳出総額14億1,042万3,000円、歳入歳出差引き額1億8,857万1,000円となっております。この差引き額につきましては、国民健康保険給付費基金に9,430万円を積み立て、残りの9,427万1,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第54号は、令和6年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和6年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金425万9,704円につきまして、全て減債積立金に積み立て、処分するものであります。

令和6年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,271万3,160円、事業費4,888万5,262円、差引き382万7,898円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入2,297万5,629円、資本的支出2,162万7,884円であります。

次に、議案第55号は、令和6年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和6年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金761万7,292円のうち100万円を減債積立金に、600万円を建設改良積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和6年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益1億1,238万6,482円、事業費9,913万962円、差引き1,325万5,520円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入5,141万5,000円、資本的支出7,805万9,597円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,664万4,597円につきましては、引継金で補填しております。

次に、議案第56号は、令和6年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和6年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1億7,865万6,117円のうち100万円を減債積立金に、400万円を建設改良積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和6年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,315万4,650円、事業費4,627万7,704円、差引き687万6,946円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入600万円、資本的支出1,433万2,769円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額833万2,769円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第57号は、令和6年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和6年度の剰余金の処分につきましては、決算書の8ページを御覧ください。

令和6年度の純利益1,081万2,213円を未処分利益剰余金とするものであります。

9ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1,081万2,213円を減債積立金に積み立てるものであります。

令和6年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、第1款、病院事業収益が11億2,651万5,467円、第2款、訪問看護ステーション事業収益が2,509万2,203円、第3款、居宅介護支援事業収益が1,806万10円で、第4款、通所リハビリテーション事業収益が3,414万7,832円、第5款、訪問リハビリテーション事業収益が1,420万6,316円で、収入合計12億1,802万1,828円となっております。

次に、支出につきましては、2ページを御覧ください。

第1款、病院事業費用が10億8,555万4,678円、第2款、訪問看護ステーション事業費用が

4,092万7,235円、第3款、居宅介護支援事業費用が1,834万1,508円、第4款、通所リハビリテーション事業費用が4,168万4,215円、第5款、訪問リハビリテーション事業費用が2,070万1,979円で、支出合計12億720万9,615円となっております。差引き1,081万2,213円の利益計上となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。3ページを御覧ください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款、資本的支出の第1項建設改良費は、総額8,116万1,000円を執行しております。

次に、第2項企業債償還金として6,927万9,030円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款、資本的収入の第1項一般会計からの出資金7,125万2,000円、第3項企業債3,060万円、第4項補助金42万9,000円を充当し、不足分の4,815万9,030円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第58号は、令和7年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億7,447万7,000円を追加し、補正後の予算総額を91億9,851万1,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の16ページを御覧ください。

企画財政管理費の民間賃貸住宅等建設促進事業補助金1,000万円は、町民の住環境の向上と移住・定住の促進を図ることを目的として、町内に賃貸住宅または立地企業の従業員宿舍を建設する者に対し、補助を行うものであります。

企画財政管理費の物価高騰対策行政区運営支援金579万5,000円は、エネルギー価格の物価高騰の影響を受けている町内全行政区に対し、行政区の運営に係る費用を支援することで各世帯の負担軽減を図るものであります。

財産管理費の重機借上料196万円及び維持補修用材料217万円は、イノシシ被害に伴う野崎分譲地南側ののり面保護のための防草シート敷設に係る重機等の借り上げと防草シートなどの資材購入に要する経費を計上いたしております。

山林育成基金費の山林育成基金積立金2,185万8,000円は、令和6年度における町有林間伐材売払収入等を積み立てるものであります。

18ページを御覧ください。

心身障害者福祉総務費の国庫支出金精算返納金525万2,000円及び県支出金精算返納金242万円は、障害者自立支援給付費等の国庫負担金及び県費負担金などの障害者支援に係る各事業に対する令和6年度の額の確定に伴う精算返納金であります。

総合福祉保健センター管理費の修繕料416万円は、しおさい館の附帯設備の老朽化に伴い、加圧給水ポンプの取替え等に要する経費を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

児童福祉総務費の地域活性化拠点施設整備業務委託料1,182万1,000円及び地域活性化拠点施設整備事業717万円は、現在休止中の旧タララボを地域活性化拠点施設として新たに活用するための施設整備等に係る経費を計上しております。また、施設運営に係る各種備品購入費など、関連する経費についても併せて計上しております。

児童福祉総務費の保育所等給食費支援事業費補助金669万1,000円は、食材費の高騰が続く中で子育て世帯の負担の軽減を図るため、給食を提供している保育所等の材料費等価格上昇相当分に対し、補助を行うものであります。

21ページを御覧ください。

農地費の広域農道舗装補修事業500万円は、国庫支出金の追加内示に伴う事業量の増加を見込み計上いたしております。

22ページを御覧ください。

道路維持費の町道維持補修事業3,000万円は、行政区からの要望に早急に対応するため、今後の所要額を見込み計上いたしております。

港湾管理費の県営港湾整備交付金事業負担金600万円は、大浦港広江航路泊地のしゅんせつ事業に係る地元負担金で、事業費の増加に伴い増額するものであります。

住宅管理費の修繕料250万円は、経年劣化等により町営住宅の退去時等の修繕費用が当初予算を大きく上回ることが予想されるため、増額しております。

23ページを御覧ください。

防災費の防災研修等委託料170万3,000円、防災拠点施設整備事業1,065万円及び防災拠点事業用車輛1,665万円は、B & G財団が推進する防災拠点設置事業及び災害時相互支援体制構築事業としてB & G財団からの支援金を活用し、支援災害資機材の配備と災害に係る人材育成を行うための経費であります。また、事業に係る各種備品購入費など、関連する経費についても併せて計上しております。

24ページを御覧ください。

事務局費のネットワークアセスメント業務委託料287万1,000円は、町内小・中学校のネットワーク環境の現状調査を行うための経費であります。

学校管理費（小学校費）の学校施設整備改修事業104万円は、シロアリ被害による建物倒壊の危険性のある大浦小学校体育倉庫の解体に要する経費を計上しております。

25ページを御覧ください。

自然休養村管理センター費の修繕料107万円は、消防用設備点検時に大ホールの客席誘導灯の点灯不良が確認されたため、その取替えに要する経費を計上しております。

体育施設費のB & G海洋センター艇庫用備品410万円は、防災費の中でも説明いたしましたB & G財団が推進する防災拠点設置事業の必須機材として、艇庫用のマリッジット1台を購入するための経費であります。

学校給食費の学校給食費補助金199万5,000円は、食材費高騰に伴う給食費の値上げによる保護者負担分について、その全額を町が補助するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

普通交付税1億859万円は、令和7年度の額の決定によるものであります。

13ページを御覧ください。

国庫支出金、県支出金及び15ページの雑入の補正は、既決の歳入事業及び今回の補正に係る歳出事業の特定財源として計上しております。

また、14ページの特別会計繰入金及び繰越金の補正は、令和6年度の決算に伴う精算及び剰余金の財政措置によるものであります。

基金繰入金の財政調整基金繰入金7,629万1,000円の減額は、今回の補正に係る財源調整を行っております。

基金繰入金のふるさと応援寄附金基金繰入金4,010万円は、今回の補正で計上している民間賃貸住宅等建設促進事業補助金等の財源として計上しております。

15ページを御覧ください。

町債の過疎対策事業債610万円は、広域農道舗装補修事業の事業費の増額に伴い、額を変更するものであります。

6ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、ふるさと応援寄附金事業の中間事業者への業務委託に伴い、その期間と限度額を新たに定めるものであります。

7ページを御覧ください。

第3表の地方債補正につきましては、今回の補正予算で計上している広域農道舗装補修事業の事業費の増額に伴い、過疎対策事業の限度額を変更するものであります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、議案第59号は、令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

繰越金93万5,000円は、前年度の決算剰余金を繰り返すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

一般会計繰出金93万2,000円は、前年度の事務費等繰入金の額の確定による決算剰余金を一般会計へ繰り出すものであります。

繰越金残額の3,000円につきましては、予備費に計上いたしております。

次に、議案第60号は、令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金4万2,000円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業に要する補助金であります。

なお、一般会計繰入金4万2,000円の減額については、さきに申し上げた事業に要する財源調整であります。

繰越金9,427万円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

県支出金精算返納金1,456万8,000円は、前年度の佐賀県国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定による精算返納金であります。

一般会計繰出金140万1,000円は、前年度の事務費等繰入金の額の確定による決算剰余金を一般会計へ繰り出すものであります。

繰越金残額の7,830万1,000円につきましては、予備費に計上いたしております。

次に、議案第61号は、令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の処理場費90万5,000円は、中継ポンプ及び竹崎浄化センター内の機器の修繕等に伴い不足する予算について増額するものであります。

支払利息及び企業債取扱諸費1万円は、令和6年度起債借入に係る利率の確定によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第62号は、令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

4ページを御覧ください。

収益的収入の一般会計補助金10万4,000円は、令和6年度起債借入に係る利率の確定によるものであります。

5ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費25万円は、時間外や休日の突発的な施設の修理対応などにより不足が見込まれる時間外勤務手当の増額によるものであります。

支払利息及び企業債取扱諸費14万円は、令和6年度起債借入に係る利率の確定によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第63号は、令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の支払利息及び企業債取扱諸費 1 万2,000円は、令和 6 年度起債借入れに係る利率の確定によるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

引き続き、議案第51号から議案第57号までは、令和 6 年度会計の決算認定について提出されております。つきましては、川崎代表監査委員に決算審査の過程及び結果についての報告を求めます。

○代表監査委員（川崎義秋君）

おはようございます。

令和 6 年度決算審査意見につきまして、監査委員を代表し、報告いたします。

審査に付されました令和 6 年度太良町一般会計、特別会計及び定額運用基金の運用状況並びに太良町公営企業会計の各事業会計を令和 7 年 6 月 26 日、7 月 4 日、8 日から 10 日までの計 5 日間にわたり審査いたしました。

詳細につきましては、田川監査委員と合議により審査意見を集約し、配付いたしております決算審査意見書のとおりであります。要点について申し上げます。

なお、審査意見書は 1,000 円単位としておりますので、決算書とは若干数値が異なるところがございますが、御了承願います。

まず、一般会計と特別会計でございますが、審査に付されました決算書が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票等との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取、併せて例月出納検査等の資料に基づき審査を実施しました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票等と符合しており、決算書は適正に表示されていることを認めます。

予算の執行については、目的に沿って執行されており、11 の積立基金についても適正に運用され、また育英資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金、印紙類購入基金の 3 つの定額運用基金についてもそれぞれ目的に沿った運用がなされており、決算書記載のとおりであることを認めました。

一般会計決算は、歳入総額 73 億 6,007 万円、歳出総額 71 億 8,532 万 2,000 円、また特別会計決算は、歳入総額 17 億 6,253 万 6,000 円、歳出総額 15 億 7,302 万 8,000 円となっており、本年度の一般会計、特別会計では、歳入総額 91 億 2,260 万 6,000 円、歳出総額 87 億 5,835 万円で、3 億 6,425 万 6,000 円の黒字決算となっております。

なお、一般会計の町税収納状況を見ますと、収入済額が 7 億 7,359 万 8,000 円で、前年度に

比べ2,051万6,000円の減収となっておりますが、収納率は0.3ポイント上昇し、97.9%となっております。引き続き、収納率の向上を図ってくださるようお願いいたします。

そのほか、各特別会計におきましても適正に執行されてきました。

次に、漁業集落排水事業、簡易水道事業及び水道事業会計並びに町立太良病院事業会計の決算報告書について、地方公営企業法等関係法令に沿って作成され、当事業の財政状態を適正に表示しているか、また経済性を発揮されたか等を検証するため、会計帳票との照合を行うなど審査を実施しました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては、適正に表示されてきました。

初めに、漁業集落排水事業会計について、この事業は令和6年度より公営企業会計に移行したものであります。経営成績を示す損益計算書ですが、営業収益624万9,000円、営業費用4,359万1,812円、これに営業外収益及び営業外費用を含め、当年度純利益は425万9,704円となっております。今後も施設の老朽化による更新費用が必要となりますので、経営の効率化、安定化へ取り組んでくださるようお願いいたします。

次に、簡易水道事業会計の損益計算書ですが、営業収益4,969万823円、営業費用9,432万7,420円、これに営業外収益及び営業外費用を含め、当年度純利益は682万3,478円となっております。

次に、水道事業会計について、営業収益4,777万150円、営業費用4,182万7,578円、これに営業外収益及び営業外費用を含め、当年度純利益は580万7,926円となっております。

さきに述べました簡易水道事業同様、今後も給水人口は年々減少していくと推察されますが、継続的な施設整備は必要不可欠であり、中・長期的な運営計画の下、経営の効率化を図っていただくようお願いいたします。

次に、病院事業会計損益計算書ですが、事業収益合計11億9,081万9,848円、事業費用合計11億9,868万8,926円で、経常利益は786万9,078円のマイナス計上となりましたが、これに特別利益及び特別損失を合わせた当年度純利益は1,081万2,213円の黒字決算でありました。しかしながら、前年度比マイナス90%で、大幅な減益となっております。

この主な原因は、小児科医の退職により非常勤対応の週3日診療となったことやコロナ関連の検査や予防接種の減少による外来患者数の減少、また手術件数の減少によるものであります。医師の確保、人件費や各種経費の増など、厳しい状況ではありますが、今後とも地域医療の中心的役割を担う病院としての事業展開を期待しています。

次に、令和6年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率ですが、実質赤字比率等4つの健全化判断比率の全てが早期健全化基準を下回り、また漁業集落排水事業、簡易水道事業、水道事業、病院事業のいずれの事業においても資金不足はなく、健全な運営がなされていると認めます。

最後に、ここ数年物価の高騰が続いておりますが、これに賃金の上昇が追いつかず、景気

の悪化が懸念される中、町税やふるさと応援寄附金をはじめとした自主財源のさらなる確保により、今後とも健全な財政運営に努めていただくようお願いいたします。

以上で令和6年度太良町各会計及び企業会計に係る審査意見についての報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

日程第6 委員長報告

○議長（江口孝二君）

日程第6. 委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、6月議会において付託されました所管事務調査について報告いたします。

総務常任委員会では、去る6月23日に伊万里市松浦町に所在する佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設、佐賀西部クリーンセンター、以下クリーンセンターと呼びます、及び有田町に所在する最終処分場であるクリーンパーク有田において、ごみ処理状況の取組等について行政視察を行いました。

クリーンセンターは、ダイオキシン類の排出減や公共コスト削減を図ることを主な目的として、県が策定したごみ処理広域化計画に基づいて、平成27年12月に完成しています。

構成市町は、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の4市5町から成っており、施設はエネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設が整備されていました。

エネルギー回収推進施設は、ごみを高温で溶かすシャフト炉式のガス化溶融炉となっています。この溶融炉は、安全で安定性に優れ、コンクリート製品などに利用しますスラグや金属製品のメタルを回収し、資源として活用されています。その際発生する熱エネルギーを活用して施設運営に利用され、余剰電力につきましては売電されていました。処理能力は24時間当たり205トン、発電出力は3,900キロワットとなっています。

マテリアルリサイクル推進施設では、粗大ごみ、不燃ごみの破碎、選別により、鉄やアルミなどの資源化物を回収するなど、クリーンセンター全体でリサイクルと適正処理を推進し、環境への負荷の少ない環境型社会形成に寄与することになっています。処理能力は5時間で22トン、受入れ供給設備はピット・アンド・クレーン方式となっています。また、煙突から排出される排ガスは、法規制値により厳しい自主基準値が設けられています。ごみ処理に伴い発生する排水は、循環利用することで場外無放流となっています。

令和6年度のクリーンセンターのごみ搬入量は5万2,654トンで、うち可燃物が4万

6,759トン、不燃物が2,124トン、粗大ごみが3,771トンとなっています。太良町からの搬入量は1,634トンで、全体の3.1%を占め、うち可燃物が1,537トン、不燃物が61トン、粗大ごみが、36トンとなっています。令和6年度負担金の総額は23億8,085万円で、うち太良町の負担金は7,487万円で、3.1%を占めています。

太良町におけるごみ収集については、ごみステーションを多良校区に132か所、大浦校区に32か所設置し、燃えるごみ、空き缶・金属類、空き瓶・ガラス類、雑物類、ペットボトル、紙類、プラスチック類の7種に分けて収集されています。燃えるごみについては、クリーンセンターへ月、火、木、金曜日に搬入し、その他のごみにつきましては、太良町リサイクルセンターにおいてリサイクルできる資源ごみや不燃ごみなどに細かく分類されています。

最終処分場であるクリーンパーク有田、浸出水処理施設につきましては、平成18年に供用が開始され、埋立容量は2万5,000立方メートル、1日当たりの処理能力は30立方メートルで、残余量は3割を切っております。

混ぜればごみ、分ければ資源、環境保護のために資源を有効にするための重要な行動とされております3Rがあります。ごみを減らすリデュース、繰り返し使うリユース、再資源化するリサイクルであります。この3Rを意識し、持続可能な社会となるための一環として、環境に配慮した廃棄物対策の周知徹底、啓発活動の強化、再資源化率の向上などを実施し、ごみの減量と財政負担軽減の必要性を改めて認識する有意義な視察研修でありました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（待永るい子君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、6月議会において付託されました所管事務調査について報告をいたします。

経済建設常任委員会では、去る7月17日、森林の活性化について太良町森林組合と意見交換と多良岳加工施設の見学を行いました。

意見交換の内容としては、1、後継者対策について、2、製材所の稼働状況について、3、今後の伐採計画について、4、その他の4点です。

まず1点目、後継者対策については、令和4年33名の職員が現在23名である。ホームページを作成し、令和4年から現在まで7名の採用ができています。山口県や広島県など他県からも採用をしている。給料に関しては、日給月給制度から完全月給制へ移行することができ、初任給も18万円以上、退職金制度も1,000万円以上に引き上げるなど、若い職員や女性にも

夢の持てる職場を目指して改善されております。太良町の森林面積から考えると、あと10名ほど採用したいが、仕事を覚える時間などを考え、年間一、二名の採用計画をされております。高校生の体験学習なども調整し、コツコツではありますが、後継者獲得へ向けて努力されている様子を聞くことができました。

2点目の製材所の稼働状況については、現在の取引先は佐賀市諸富地区の家具組合が多い。一般住宅については年に一、二件の受注である。まだまだ軌道に乗っていないが、機械乾燥で1週間で済むところを自然乾燥で7か月かけて丁寧に仕上げているという付加価値を多方面の方に認知してもらう必要があります。

3点目の伐採計画で、今まで45年生を伐期と定めていたが、木材の価格が平成初期の5分の1の価格でしか販売できない状況から考えると、現在設定の生産目標を見直し、新たな多良岳材と森林の持つ水資源や環境保全などの公益的機能の増進を図るための適切な施業管理に努め、地域社会に貢献できる健全な多良岳材の森林を造成していきたいとのことでした。また、多良岳200年の森や壮樹の森により、新たに神社仏閣や城などの建築用材として使用できる高品質の特殊な材を生産目標としていくなどの意見が出ました。

今回の意見交換会を通して感じたことは、1点目、販路拡大や林業の担い手確保のためにも多良岳材の丁寧な施業体系をホームページや動画などを活用することが有効と考えられます。2点目、時間と労力をかけての丁寧な施業管理、製材所でさらに付加価値を高め、ブランド化することで経済的な問題も好転していく可能性がある。3点目、単身者や他県からの採用者に対しては、空き家バンクなどの利用による住宅確保が必要である。4点目、神社仏閣に使用する芯材だけの木材は外国への輸出も可能ではないか。台湾との交流は観光だけでなく、森林部門でも広げていければ様々な可能性がより広がっていくと考えられます。

今後の森林の役割は、水資源や環境保全などの公益的機能の重要性が増しているように思われます。ここ数年間の豪雨に対しても太良町での災害は少なく、いかに優秀な森林づくりがなされているかとの証明にもなりました。しかし、高度な水資源や環境保全を目指すにはより丁寧な森林づくりを持続していくことが求められます。そのためには安定した経済力が不可欠です。森林業界はどれも苦しい運営を強いられていますが、私たちは長い歴史が物語る多良岳材の優秀な木材販売に町を挙げて取り組む必要があると感じた意見交換会でした。

これをもって経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで経済建設常任委員長の報告を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

以上で委員長報告を終わります。

日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

○議長（江口孝二君）

日程第7. 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任についてを議題といたします。

お諮りします。先ほど町長から提出されました議案第51号 令和6年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第57号 令和6年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案につきましては、議員選任の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、開会中に審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第57号までの決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、開会中に審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番大鋸さん、2番森田君、3番峰君、4番江口、5番山口君、6番待永さん、7番竹下君、9番所賀君、10番川下君、11番坂口君、以上10名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に竹下君、副委員長に待永さんが互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午前10時42分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 大 鋸 美 里

署名議員 森 田 政 則

署名議員 峰 正 雄